

家賃補助の支給要件

①～⑧の全ての項目に該当する方は受給できる可能性があります。

①	離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者																		
②	次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者 (ア)申請日において、離職、廃業の日から2年以内である者 ※ただし、期間中に疾病、負傷、育児などのやむを得ない事情により、30 日以上求職活動のできない期間があった場合はその日数を加算した期間(合計最長 4 年まで) (イ)申請日の属する月において、申請者本人の責によらない理由により、やむを得ない休業等を余儀なくされ、収入を得る機会 が減少している者																		
③	次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者 (ア)上記②(ア)に該当する場合、離職等の日において、世帯の主たる生計維持者である者 (イ)上記②(イ)に該当する場合、申請日の属する月において、世帯の主たる生計維持者である者																		
④	申請日の属する月において、申請者の世帯全員の月額収入(年金等の公的給付含む)の合計額が、次表の収入基準額以下であること □収入基準額(6人以上の世帯の場合は、必要に応じ、お問い合わせ下さい) <table><tr><td>世帯人数</td><td>1人</td><td>2人</td><td>3人</td><td>4人</td><td>5人</td></tr><tr><td>収入基準額</td><td>家賃実費分 +78千円</td><td>家賃実費分 +115 千円</td><td>家賃実費分 +141 千円</td><td>家賃実費分 +175 千円</td><td>家賃実費分 +209 千円</td></tr><tr><td>収入基準額 の上限額</td><td>110,200 円</td><td>154,000 円</td><td>182,800 円</td><td>216,800 円</td><td>250,800 円</td></tr></table>	世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	収入基準額	家賃実費分 +78千円	家賃実費分 +115 千円	家賃実費分 +141 千円	家賃実費分 +175 千円	家賃実費分 +209 千円	収入基準額 の上限額	110,200 円	154,000 円	182,800 円	216,800 円	250,800 円
世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人														
収入基準額	家賃実費分 +78千円	家賃実費分 +115 千円	家賃実費分 +141 千円	家賃実費分 +175 千円	家賃実費分 +209 千円														
収入基準額 の上限額	110,200 円	154,000 円	182,800 円	216,800 円	250,800 円														
⑤	申請日において、申請者の世帯全員の預貯金額の合計額が、次表の金融資産額以下であること □金融資産額 <table><tr><td>世帯人数</td><td>1人</td><td>2人</td><td>3人</td><td>4人以上</td></tr><tr><td>金融資産額</td><td>468 千円</td><td>690 千円</td><td>846 千円</td><td>1,000 千円</td></tr></table>	世帯人数	1人	2人	3人	4人以上	金融資産額	468 千円	690 千円	846 千円	1,000 千円								
世帯人数	1人	2人	3人	4人以上															
金融資産額	468 千円	690 千円	846 千円	1,000 千円															
⑥	誠実かつ熱心に求職活動を行うこと																		
⑦	申請者の世帯全員が、地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと																		
⑧	申請者の世帯全員が、暴力団員でないこと																		

下表を上限として、家賃の実費分(管理費及び共益費等を除く)を支給します。

世帯人数	1人	2人	3・4・5人	6人	7人以上
支給額 (上限)	32,200 円	39,000 円	41,800 円	45,000 円	50,200 円